

## 審議会等会議録

審議会等の名称	第 1 回山口市住居表示審議会（小郡下郷地区）
開催日時	令和 6 年 3 月 2 2 日（金曜日） 1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 4 0
開催場所	小郡地域交流センター 1 階 第 1 講座室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	國安克行、藤田康雄、吉武直樹、山本俊夫、上田充、野村聡美、清水政人、芝尾和明、前田哲男（委員 9 名）（敬称略） 小郡総合支所長 山根賢司、地域生活部長 藤井英樹（幹事 2 名）
欠席者	石井寛（委員 1 名）（敬称略）
事務局	山本生活安全課長、一村主幹、白松副主幹、中尾主事（4 名）
議題	1 委嘱状交付式 2 会長・副会長の選任 3 諮問 4 議事 （1） 住居表示の方法 （2） 住居表示の実施区域 （3） 町の区域及び名称
内容	委嘱状交付式の後、前田哲男氏を会長に、國安克行氏を副会長に選任し、市長（副市長代理）から「住居表示の実施区域」「住居表示の方法」「町の区域及び名称」について諮問を行った後、会長の進行により議事に入った。 次第に基づき以下のとおり進められた。 〈事務局〉 －挨拶の後、委嘱状交付式を副市長により執行－ 〈副市長〉 －挨拶－ 〈事務局〉 －委嘱状交付式終了と審議会の開会を宣言－ －会長・副会長の選任につき推薦等がないため、事務局提案により、前田哲男氏を会長に、國安克行氏を副会長にお願いすることを提案－ 〈委員〉 －承認－ 〈事務局〉 －審議会の役割は、市長の諮問に応じ、住居表示に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議することであり、本審議会では、地元で話し合われた事項を踏まえ、全市的な見地から、あるいは、各専門的な見地から審議し、より適切な住居表示を実施していこうとするものである旨を説明－

〈副市長〉

－ 諮問 －

- 1 住居表示の実施区域
- 2 住居表示の方法
- 3 町の区域及び名称

－ 諮問後、他の公務のため退席 －

〈事務局〉

ここで委員及び幹事の皆様のご紹介でございますが、お手元にお配りしております配席図にて代えさせていただきます。また、会長、副会長各1名、委員8名、ならびに幹事2名の構成で進めさせていただきたいと存じます。

なお、本日の審議会を欠席されました「大正中町内会長」の石井様には、審議会資料の配布、審議内容の報告等をさせていただきます。

審議に入ります前に、住居表示につきまして数点ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。まず、これまでの経過でございますが、本市では平成19年3月に改訂した「住居表示整備計画」に基づき、住居表示を実施いたしております。現時点では、59.0パーセントの実施率でございます。実施区域につきましては、これまで資料1のとおり順次実施してきております。

次に資料3をご覧ください。現在は、小郡下郷地区を5か年計画で実施しているところでございまして、今回の対象エリアは、3年目にあたります。

次に、資料2をご覧ください。「実施までの流れ」でございます。まず、「1経過」につきまして、3年目エリアにつきましては、令和3年度から実施に向けたご説明等を行ってまいりましたところ、令和5年8月から12月にかけて関係自治会長の皆様と改めて協議を行いまして、3年目エリアのうち、東津を中心とする約30haを先行実施することをご了解いただき、その後、本年2月17日と18日には、対象の自治会に向けた住民説明会を開催し、住居表示の目的、スケジュール、町割・町名についてのご説明をさせていただいたところでございます。

次に、「2今後の予定」をご覧ください。1番上及び2番目の枠内が本日にあたります。「住居表示審議会へ諮問」として、先ほどありましたように3点の諮問事項がございます。その後、「第2回住居表示審議会」での審議を経まして「住居表示審議会からの答申」を市長に提出していただく予定といたしております。

住居表示の実施にあたりましては、市議会において2回の議決をいただく必要がございます。まず6月市議会において、「実施区域及び方法」につきましての提案をいたします。議決をいただいた後は、住居表示実施についての「30日間の公示」を行いまして、その後の12月市議会において、「字の区域の変更及び町の区域の新設」につきましての提案をいたします。議決をいただいた

後は、「住居表示実施後の手続き等についての住民説明会」を翌年1月に実施する予定としております。

この住民説明会では、実際に住居表示が実施された後に必要な手続きについてのご説明をさせていただきますと共に、住所表記が変更になったことをご知らせするための無料のハガキの配布や、住所変更の手続きに必要となります住居表示変更証明書などの事前受付等についてのご説明をさせていただきます。

その後、「街区表示板及び町名表示板等の貼り付け」を行うこととなります。

そして、今回の地区の住居表示につきましては、現在のところは令和7年2月中旬頃の実施を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

それでは、これから審議に入りたいと存じますが、山口市住居表示審議会条例第7条第2項により、「会長は会務を総理し、審議会を代表する」こととなっておりますので、ここからの議事進行につきましては、前田会長様にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〈会長〉

－挨拶－

それでは審議に入ります前に、まず、この審議の公開・非公開について、お諮りします。原則公開ということでよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

次に、議事録についてでございますが、審議内容を広く公開していくため、山口市のホームページへ発言者の実名を伏せた上で、公開したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、議事録署名人2名を私のほうで指名させていただきます。

関係地区住民の代表として、吉武様、関係行政機関の職員として芝尾様を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、審議に入りますが、諮問内容につきましては、お手元の資料1枚目の次第の「4 議事」に記載しております3点でございます。

まず、(1)住居表示の方法について事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、説明をさせていただきます。

住居表示の方法については、街区方式と道路方式の2種類があります。山口市においては、山口市住居表示実施要綱により街区方式を基本とすることとなっておりますが、審議会に諮って決定することとなっておりますので、2つの方法をそれぞれ説明させていただきます。

まず、街区方式についてですが、こちらがわが国での一般的な住居表示の方法となります。お手元の山口市住居表示パンフレット抜粋をご覧ください。

まず、左側の下段をご覧ください。

最初に、町割をします。町割とは、町の境界を道路、河川、水路、鉄道等その他恒久的な施設等によって区切れることをいいます。境界線は、道路、水路及び鉄道等については、側線。東西に走る場合は南側、南北に走る場合は東側。河川については中心線をとることを基本とします。

次に、街区割りを行います。右側の上段をご覧ください。

街区の境も、町の境に準じて、道路、河川、水路、鉄道等その他恒久的な施設等によって区切ります。この1つの街区の目安としては20～30戸としていますが、戸数よりも道路や河川などの地理的状況を優先して街区を定めています。

最後に、街区の中にある建物ごとに住居番号を付けていきます。

右側の下段をご覧ください。

番号の付け方といたしましては、街区の境界線に沿って住宅地であれば10mごとに原則右回りに区切ってまいります。この区切った中に基礎番号を定めていきます。青い丸で書いてある番号が基礎番号です。そして、各建物の住居番号は、各建物の出入口が接するところの基礎番号を用いて住居番号となります。

例えば、この区域が亀山町とすると、赤い②の街区の中の赤字で3と書かれている建物は、住所としては『山口市亀山町2番3号』といった表し方になります。

次に、もう1つの住居表示の方法である道路方式についてですが、こちらは、道路に名前を付け、その道路に面した建物に住居番号を付けていきます。この場合、住所の表し方としては、例えば『山口市亀山通り10号』といったものになります。

この方法は、西欧諸国で一般的に使用されておりますが、日本国内においては山形県など一部で使用されているぐらいで、例外的なものとなっております。

事務局からは、以上です。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

〈委員〉

質疑なし

〈会長〉

ご意見がないようでしたら（１）の住居表示の方法については、山口市内の他地域との整合性を考慮したうえで街区方式ということになりますが、いかがでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

それでは、街区方式で決定といたします。

続いて、（２）住居表示の実施区域と併せて、（３）町の区域及び名称について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料３をご覧ください。赤囲みの部分が今回の実施区域の範囲となります。ほぼ、東津総区のエリアとなりますが、西側をＪＲ山口線の線路で区切り、東は榎野川沿いに走る「県道新山口停車場柳井田線」、北側は「厳島神社北側の道路」、南は「県道江崎陶線」、通称「昭和通り」、それより南に少し実施区域が広がりますが、県道と市道に囲まれた部分も併せて実施区域としております。

面積は約３０ha、世帯数は約６００世帯、人口約１，２００人となります。

町の区域及び名称につきましては、これまで自治会連合会長様、各自治会長様、市関係部局において、協議・検討してきました結果、資料４を町割の案としております。資料４をご覧ください。

東津橋から小郡総合支所へ抜ける市道を境に、北側を「小郡東津二丁目」、南側を「小郡東津一丁目」、県道江崎陶線、通称昭和通りより南側を「小郡昭和町」としております。「小郡東津一丁目、二丁目」については、ほぼ東津総区のエリアとなりますことから、従来の名称を尊重し、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものとしてこの町名を案としております。

また、「小郡昭和町」については、小郡地域におかれまして、明治から令和まで５元号の地名が並ぶ町として、パンフレット等も作成されておりますが、昭和を冠する町名は存在しないため、自治会連合会、地域づくり協議会から「昭和町」の新設について要望もありましたことから、通称昭和通りから南側を「小郡昭和町」という案としております。事務局からは、以上です。

〈会長〉

事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますか。

〈委員〉

小郡東津一丁目の区域の中に大正上区が含まれています。住居表示が東津になってしまうのは困るということが、何度も役員会をした中で出てきました。何度か話し合いをしてきたが、それを呑むという気持ちになっている人は対象

地区の住民の中にはいません。これについて、特例的な措置がいただけないのか、お伺いしたいと思います。

〈会長〉

事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

大正上区におかれましては、J R 山口線の線路で分断され、一部分が今回の実施区域、残りは次期の実施区域となり、2段階の実施となります。

資料7の1ページ第2条第1号をご覧ください。

住居表示に関する法律第2条第1号の街区方式で実施をするには、道路や鉄道などの恒久的な施設で町割りをしなくてはなりません。

資料7の1ページから2ページの第5条第1項をご覧ください。

同じく第5条第1項により、区域を合理的なものにすることが義務付けられています。合理的なものにするためには、河川、道路、鉄道等の明確で恒久的な施設によって区画しなければなりません。なぜ明確で恒久的な施設によって区画をしなければならないかという、将来的に2つの町にまたがって建物が建つことがないようにするためです。このことから、地理的要因を考慮し、J R 山口線の線路で町割りをしております。

町名につきましては、大正上区におかれましては、このまま進めば、一部分が小郡東津一丁目になります。

資料7の2ページの第5条第2項をご覧ください。

町名については、住居表示に関する法律第5条第2項に「できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない」とされており、小郡東津一丁目については、ほぼ東津総区のエリアとなっていることから他の名称にすることは難しいです。

大正上区の一部については、このまま進めば、住所が小郡東津一丁目となり、自治会も東津になるのではと錯覚を起ししやすいことはあると思われま。将来、住居表示の経緯を知らない住民の方は、もしかすると、住所は東津なのに、自治会は大正上なのかと考える者が出てくるかもしれません。

2年目エリアでも、同様のケースがあり、明治の自治会の方が大正の住所になったり、その逆で大正の自治会の方が明治の住所になるということがありました。そのように、紛らわしいケースにおいては、自治会名称の表示板を希望される方には差し上げるということをした例もございますので、大正上だけではなく、大正中、新丁においてもご検討ください。

以上が回答となりますが、大正上区の住民の方からは、先日開催いたしました説明会でもたくさんのご意見をいただいております、お気持ちは察しております。

後からできた線路になぜ分断されないといけないのか、なぜ隣の自治会名称を町名として、住所にしなくてはならないのか等々お考えはあろうと思いますが、一定のルールに当てはめ、現状の地理を考慮すると、今申しました説明のとおりとなります。

住居表示の目的は、分かりにくい住所を、規則正しく分かりやすい住所にすることが、まず第一にあげられますが、住居表示に関する法律の第1条に、「公共の福祉の増進に資すること」と掲げてあります。

分かりやすい住所にすることは、パトカーや救急車、消防車の到着を早くし、地域住民の生命や財産を守ることにつながります。例えば、事故や火災、犯罪等が発生した時に警察・救急・消防に発生場所を伝えなければならない。そんな時に、交差点や主要な道路等に設置してある表示板を見て、迅速かつ正確に現在地を知らせることができるようになります。よって、人命救助・財産保護・治安向上等、住民生活の安全安心につながります。

さらに、分かりやすい住所にすることは、郵便物等の誤配や遅配をなくします。例えば、他人に知られたくない個人情報を含んだ重要文書が間違っって他人に配達されるというような心配もなくなります。これは、住民の方の個人情報を守ることににつながります。

住居表示を実施することは、公共の福祉の増進につながっており、住民の利便性が上がるものと考えておりますので、ご検討をよろしくお願いします。

〈会長〉

今の説明でよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

他に質疑はありませんか。

他に質疑がないようですので、質疑を終結させていただきます。

〈委員〉

異議なし。

〈会長〉

本日、議事（1）の住居表示の方法につきましては、「街区方式」とすることとなりました。

議事（2）の住居表示の実施区域及び議事（3）町の区域及び名称につきましては、次回審議会において審議してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より連絡事項等ありましたら、どうぞ。

〈事務局〉

今回の会議録につきましては、完成次第、議事録署名人のお二方に御確認いただき、御署名をいただいた後に委員の皆様へ送付いたします。

自治会長の皆様におかれましては、今回の審議会の内容につきまして、事務局でまとめますので、各自治会内で回覧などにより周知していただきますようお願い申し上げます。

また、今後、自治会住民の皆様からご意見等出ました場合は、生活安全課へ

	<p>おつなぎいただきますようお願いいたします。</p> <p>次回の審議会開催の日程につきましては、4月中旬から下旬を予定いたしております。改めて、日程調整の連絡をさせていただきます。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>〈会長〉</p> <p>それでは、本日の審議を終了いたします。</p> <p>長時間にわたり、皆様お疲れ様でした。</p> <p>—本日の審議会の終了を宣言し、会議終了—</p>
<p>会議資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 山口市住居表示審議会委員名簿</li> <li>3 資料1 山口市住居表示実施地区一覧表</li> <li>4 資料2 実施までの流れ</li> <li>5 資料3 住居表示実施区域（案）</li> <li>6 資料4 町割図（案）</li> <li>7 資料5 山口市住居表示審議会条例</li> <li>8 資料6 山口市住居表示に関する条例</li> <li>9 資料7 住居表示に関する法律</li> <li>10 資料8 山口市住居表示実施要綱</li> <li>11 山口市住居表示パンフレット抜粋</li> </ol>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域生活部生活安全課</p> <p>TEL 083-934-2986</p>